

令和4年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年6月21日（火曜日）

○議事日程（第6号）

令和4年6月21日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第40号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第41号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第 4 議案第43号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第 5 議案第44号 財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小川 公明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西川 守哉 議員
5番 村田 幸隆 議員	6番 三鬼 和昭 議員
7番 内山 左和子 議員	8番 中村 レイ 議員
9番 中里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤 千速 君
副 市 長	下村 新吾 君

会計管理者兼会計課長	三	鬼	基	史	君
政策調整課長	三	鬼		望	君
政策調整課調整監	濱	田	一多	朗	君
政策調整課参事	西	村	美	克	君
総務課長	竹	平	専	作	君
財政課長	岩	本		功	君
防災危機管理課長	尾	上	廣	宣	君
税務課長	仲		浩	紀	君
市民サービス課長	湯	浅	大	紀	君
福祉保健課長	山	口	修	史	君
環境課長	吉	沢	道	夫	君
商工観光課長	森	本	眞	明	君
水産農林課長	芝	山	有	朋	君
水産農林課調整監	丸	茂	亮	太	君
建設課長	塩	津	敦	史	君
水道部長	神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長	佐	野	憲	司	君
尾鷲総合病院総務課長	高	濱	宏	之	君
教育課長	出	口	隆	久	君
教育委員会教育総務課長	森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長	平	山		始	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	高	田	秀	哉	君
監査委員	民	部	俊	治	君
監査委員事務局長	野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之
議事・調査係書記	宮	本	朋	実

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） 皆様、おはようございます。

ここで、去る4月27日に、書面会議により開催されました東海市議会議長会定期総会並びに、5月25日に東京都で開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、濱中佳芳子議員が議員勤続15年以上の一般表彰を受賞いたしましたので、ここに謹んで報告を申し上げます。

それでは、ただいまより、表彰状の伝達を行います。

事務局長。

事務局長（高芝豊君） それでは、濱中佳芳子議員、御登壇願います。

[3番（濱中佳芳子議員）登壇]

議長（小川公明議員） 表彰状。尾鷲市、濱中佳芳子様。

あなたは市議会議員の要職にあること15年、鋭意市政の発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

令和4年4月27日。

東海市議会議長会会長、磐田市議会議長、寺田幹根。

おめでとうございます。

（表彰状授与）

（拍手）

議長（小川公明議員） 表彰状。尾鷲市、濱中佳芳子殿。

あなたは市議会議員として、15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規定によって、表彰いたします。

令和4年5月25日。

全国市議会議長会会長、清水富雄。

おめでとうございます。

（表彰状授与）

（拍手）

議長（小川公明議員） 表彰を受けられました濱中佳芳子議員におかれましては、このたび晴れの受賞、誠にありがとうございます。心よりお喜び申し上げます。

以上で、表彰の伝達を終了いたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

す。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第6号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、西川守哉議員、5番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」から、日程第5、議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」までの計4議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました4議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、村田幸隆委員長。

〔5番（村田幸隆議員）登壇〕

5番（村田幸隆議員） 私ども、行政常任委員会に付託をされました議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、議案第41号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第43号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」、以上、4議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

去る6月16日、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託をされました4議案のうち、議案第40号、議案第41号及び議案第43号の3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」につきましては、採決をした結果、可否同数となり、委員会条例第17条

の規定に基づき、委員長において、可決すべきものと裁決をいたしましたので、御報告申し上げます。

なお、議案第44号「財産の取得（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」につきましては、担当課より、随意契約に至った理由、取得金額等について説明がありました。

それに対し、委員からは、設計業者選定に係るプロポーザルの実施要領等に、厨房機器メーカーとの随意契約という条件は明記されておらず、事前の委員会説明においても、そのような方針は示されていないことや、仮契約時の請負額の率が他の公共工事の一般競争入札の落札率に比べ非常に高く、いかに随意契約とはいえども、これについて大変厳しい指摘がございましたが、私ども行政常任委員会といたしましても、当該厨房機器購入につきましては、尾鷲市備品購入審査会において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される競争入札に適しないものという判断の下、随意契約の方針が決定されていること等、関連の手続については妥当であると理解をしておりますが、今後におきましては、今回のような設計業務委託公募型プロポーザルなど、専門的な知見が必要な事案を実施する場合は、担当課のみならず、各専門部署との連携をなお一層強め、より透明性、競争性を確保した上で、事業を推進していただきますよう、委員会として強く指摘をしておきたいと思っております。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

7番、内山議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） おはようございます。

私は、議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機

器)」、8,217万円について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

先日の行政常任委員会において、かんかんがくがくの議論の末、随意契約において、この金額は高いとは認識している、具体的な数字として400万円高いと、市長は認められました。市民の方たちが一生懸命働いて納めていただく税金を400万円無駄にした、強く言葉を置き換えれば、市民に400万円の損害を与えたこととなります。

私たち市民がやりくりしながら、400万円ためるのに何年かかるのか、その御苦労がお分かりなののでしょうか。本来市長たるもの、少しでも市民に負担がかからないように留意するのがあるべき姿ではないですか。また、副市長の発言においても、いろいろ説明はありましたが、設計業者と厨房機器メーカーと協力体制でいき、設計とセットという感覚だった。募集要項で随意契約を明記しなかったと、落ち度は認められましたが、役所の仕事は、基本的には書類で事務処理を行うことです。

令和3年度監査報告において、事務処理における全庁的な質の向上を図られたいと指摘もあったことが、副市長の答弁に集約されたように感じてしまいました。そして、今回の担当、教育委員会においては、入札に関して、いわば素人当然、設計のときも問題がありました。

つまり、事業を遂行するに当たり、市の各課との協力、連携の体制が構築されていないのか、あっても教育長が声を上げなかったのか、または上げることができなかったのか。今回の議決に当たっては、執行部の現状が浮き出てきたように思います。

今回の議案は、議会のチェック機能が問われます。どんな事情があるにせよ、言い訳を通してしまうことが本来の議会のチェック機能なののでしょうか。市民の心情を考え、可能であるならば、まだ仮契約なので市長にお願いしたい。妥協のない、断固たる姿勢で400万円の値引きを交渉していただきたい。

以上、議員の皆様のご賛同を切に願い、反対の討論とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 傍聴席の方、拍手はおやめください。

賛成討論される方はございませんか。

10番、仲議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター

厨房機器) 」について、私は、賛成の立場から討論をいたします。今回の学校給食施設整備事業の入札により、尾鷲小学校の給食施設の老朽化を解消し、尾鷲小学校と尾鷲中学校の給食親子方式により、尾鷲中学校では、保護者の念願の給食が実施されることとなります。

尾鷲中学校の給食実施については、議会においても早期実現に向けての議論が多数あり、執行部においては、長い年月をかけて、給食方式の検討を重ね、やっとここまでこぎ着けたとの思いがあります。

来年1月完成、2月のテスト運転後、尾鷲小給食開始、その後、親子方式による尾鷲中学校給食開始により、現尾鷲中学校3年生が、給食を体験できることは喜ばしい限りであります。

今回の実施設計の公募型プロポーザル方式は、設計業者と協力厨房機器業者を連ねて申し込む方法であり、行政常任委員会で説明され、給食センター厨房機器については、随意契約で入札執行されました。

随意契約については、行政常任委員会での質問で、指名審査会において、随意契約での入札が承認され、地方自治法及び施行令会計規則に抵触しないと報告をされております。プロポーザル方式も随意契約も、これまで本市では実施されてきたものであり、この手法自体、法に違反するものでなく、認められるものであります。

今回は、設計業者と厨房機器業者が連ねて申し込むプロポーザル方式として執行されておりますが、結果、分離発注して、随意契約する方法が、本市にとって利点が多いかどうか、さらに検証し、今後の参考にする必要があると考えますので、このことを申し添えて、議案第44号、財産の取得について賛成するものでございます。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小川公明議員） 反対討論はございますか。

4番、西川議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」、8,217万円について、反対の立場から討論させていただきます。

先日の行政常任委員会でも意見させていただきましたが、随意契約での97%近い金額など、他の市町ではまずありません。一般競争入札ならば、あと5%は安くでき、市民の皆さんの血税が無駄になることはありません。市長自ら、40

0万ほどは高額だと認めているのではないですか。恥ずかしいことですが、私の失態としては、津波浸水域での給食センターは絶対に反対でしたし、また、他の議員の賛同も得られる案件だと信じていたので、随意契約の細部まで考えが及びませんでした。

まさに、灯台下暗しでしたが、他の給食に関わる今回の入札結果のように、91から92%の金額であれば、給食問題は終わった案件ですから、異議は申しませんが、このような高額な随意契約を市民に選ばれた代表として、黙って見過ごすことはできません。津波浸水域での給食センターを阻止できなかった議員として、この議案こそは再考願いたい。

執行部としては、入札には明るくない、まさに素人の教育委員会だけに管理させたわけですから責任は重大です。市長及び執行部も、ミスはミスだと素直に間違いは認めていただきたいものです。今ならまだ仮契約の段階ですから間に合いますし、市民の皆さんにも疑念を抱かれずに済みます。

市長は、今回の厨房機器メーカーさんが、国内シェアの80%だから大丈夫だと申されていましたが、そんなことは言い訳にもなりません。大手だからこそ、今の尾鷲の財政状況を鑑みて、減額、再考を申し出るのが市長の仕事です。それは、経営のプロ、加藤市長の経営手腕などではなく、適正な価格以下に変更交渉を行うことこそ市長の責任です。

再度言いますが、努力ではなく責任です。常識の5%の約400万円以上の減額、いや、元浪花商人上がりの市長として、尾鷲のために、それ以上の値引き交渉を見せるのが、多くの市民が、今の市長に求めている経営手腕でしょう。

それなら、素人同然の部下の責任も回避できて、尾鷲の節税にもなりますから、ぜひとも実行していただきたい。そうでないと、このまま非常に高額な随意契約をゴリ押しで行ってしまうと、誰かが責任を取らねば、市民の皆さんは納得できないことになります。

市長自ら400万円高いと発言しているこの議案を反対せずに通してしまうことになれば、きちんと納税してくれている市民の皆様に対する背任行為となってしまうことになります。私も入札に関わるものとして、この異常な随意契約に対し、非常に疑念を抱いています。

以上の点から、今回は、他の議員の方々にも、市民の皆さんのためですから、当然、賛同していただけると信じ、反対討論とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 他に討論はございませんか。

8 番、中村議員。

〔8 番（中村レイ議員）登壇〕

8 番（中村レイ議員） 議案第 44 号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」、8,217 万円の議決について、反対の立場から、中学校給食について反対ではなく、市民の税金を無駄に使うことだけに反対の立場から、討論に参加させていただきます。

討論に入る前に、プロポーザル、一般競争入札、一者随意契約について、少し説明させていただきます。

私たちにとってあまりなじみのない言葉ですが、公共でなく、個人の家に置き換えると簡単です。家を建てるときは、設計士に頼んで、図面と管理及び確認申請などの法的手続を代行してもらいますよね。信用のある設計事務所に頼みたいと思ったら、どこがいいか、友達などに聞いて回りませんか。

公共の場合は、プロポーザルと呼ぶやり方で、信用のある会社を探します。だから、プロポーザルとは、会社の実績や、技術者の数の評価であり、設計のよしあしの評価ではないのです。

議長（小川公明議員） ちょっとすみません。

傍聴席、御静粛にお願いいたします。

8 番（中村レイ議員） 設計自体を重視するときは、コンペという募集を行います。給食センターのプロポーザルは、厨房メーカーと連名での応募でした。そして、設計と管理がその業務です。出来上がった図面を基に、建築工事は分離発注されました。

私たちの家でいえば、建設業者 1 者だけに頼むのではなく、水道工事と電気系工事を別々の業者にお願いするようなことで、これは普通に行われます。今回、何が大問題なのかといえば、プロポーザルで、設計、管理を請け負った厨房メーカーが、発注者の尾鷲市と、一者随意契約を結ぶと、自分で設計し、自分で設置し、その管理も自分で行うということになってしまうことです。

自分が書いた図面で、自分で施工して、検査も自分です。これは日曜大工ならオーケーです。しかし、公共工事において、他者のチェックを全く受けない。設計、管理、施工を約 97% の高額で発注することを法令違反でないと言い切る執行部に対し、私たちは市民の負託を受けた者の務めとして、見過ごすわけにはいきません。国においても、会計法 29 条 3 において、災害時、もしくは特許品以外は、公告して申込みをさせることにより、競争に付さなければならないと定

めています。

だから、随意契約は例外的な契約であり、認められるのは、少額の契約、特許品、災害時ということになります。今回、執行部が根拠とした地方自治法167条2第1項第2号が定める、随意契約に該当するものにおいても、国と同じ内容であり、特許品を含まない汎用品を一者随意契約することは、会計法に対する違反行為で、国も行っておりません。

災害時でもなく、特許品でもない随意契約は、国が現に行ってはならないと定めたものなのです。当市においては、地方自治法167条2第1項第2号を拡大解釈し、随意契約を結ぼうとしておりますが、設計業務のプロポーザル時における募集広告にも随意契約は明記されておらず、随意契約の仮契約の後に議決を求めてくる。このやり方は、市民及び議会を愚弄するものであり、看過できるものではありません。

厨房機器を一般競争入札できない理由は何一つなく、利点もありません。設計から関わったから、その会社と随意契約でいいという主張は通りません。執行部が随意契約の理由として挙げている配管ですが、どの厨房メーカーの機器であっても、図面さえあれば、配管業者は、その機器に合わせた配管を行います。メンテナンスにおいても、どの企業であっても、もちろん有料で責任を持ってメンテナンスはしてくれます。

一方、一般競争入札としなければならない理由は多数あります。その中の最大理由として、設計者は、発注者と施工者の中間に立つものであり、その中立性ゆえに管理ができるのです。中立の立場を確保するために、設計者は設計費用を受け取り、その業務を行います。ゆえに、現場の調理員と調整を行い、設計するのは、設計者として当たり前の業務なのです。公平性の立場から、設計に関わった会社が、その案件に対し、施工や納入に関わってはならないのです。

このように、随意契約してはならない案件であり、一般競争入札にしなければならない案件なのです。執行部は、なぜ同じ過ちを繰り返そうとするのでしょうか。ついせんだって同じように、企画、運営、経理を一者に全て任せて休業に追い込まれたケースがあったばかりではないのでしょうか。

会計監査報告で、長年指摘され続けてきたことである尾鷲市における発注のまづさを、また繰り返すのでしょうか。市長も自ら認めたように、この随意契約は、常識では考えられない価格で仮契約が既に行われ、市民に金銭的な損害を与えたというだけでなく、私たち市民に、施工に対する管理の公平性をも奪ってしまう

ことになるのです。国もそのデメリットを一番危惧するがゆえに、競争に付きなければならないと法律で定めているのです。

以上の理由により、私は、地方自治法167条2第1項第2号の規定に、この随意契約が当てはまるとは到底考えられませんので、市長並びに執行部におかれましても、再度熟慮されることをお勧めして、反対とさせていただきます。

どうか皆様、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第41号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第43号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第44号「財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（小川公明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、6月6日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会には、議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」をはじめとする議案5件と、報告第6号「令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中にいただきました御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、健康には、どうか御留意をいただき、ますます御健勝と御活躍を祈念申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 去る6月6日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。これをもって令和4年度第2回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時35分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 村 田 幸 隆